

## ○上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例

平成7年3月27日

条例第8号

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、上富田町体育施設(以下「体育施設」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上富田スポーツセンター(食育交流センターを含む)	上富田町朝来3871番地
上富田町若もの広場	上富田町市ノ瀬2504番地
市ノ瀬体育館	上富田町市ノ瀬2504番地の36

### (管理者)

第3条 体育施設の管理は、振興課(以下「管理者」という。)が行う。ただし、必要に応じて管理人を置くことができる。

### (使用の許可)

第4条 体育施設を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならぬ。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 管理者は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

### (使用の制限)

第5条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備、備品等を破損するおそれがあると認めたとき。
- (3) その他管理者において不適当と認めたとき。

### (使用許可の取り消し等)

第6条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 管理者において、特別な行事等により不都合が生じたとき。
- (2) 使用許可の申請に偽りがあったとき。
- (3) 許可の条件に違反したとき。
- (4) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 他人の迷惑となる行為をしたり、係員の指示、注意に従わないとき。

2 使用者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、管理者は、その責を負わない。

(目的外使用、使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、体育施設を許可目的以外の目的に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第8条 使用者は、許可と同時に使用方法の区分に従い別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、官公署、学校等で使用料を前納できないときのほか、管理者が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

2 管理者において特に必要と認めたときは、使用料を免除し、又は減額することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天候その他使用者の責に帰し得ない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 使用期日前15日までに使用の取り消しを届け出たとき。

(3) その他管理者が特別の理由があると認めたとき。

(夜間照明施設使用料)

第9条 使用者は、夜間照明施設を使用するときは、使用の許可を受けると同時に夜間照明施設使用料を前納しなければならない。

(特別設備の設置)

第10条 使用者は、体育施設を使用するため特別の設備をし、又は既設の設備に変更を加えようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならぬ。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、体育施設の使用を終えたとき、又は第6条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに運動施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、運動施設を使用中に建物、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は管理者の定める金額を弁償しなければならない。

(事故)

第13条 すべての体育施設を使用中においてその競技等により発生した事故については、使用者がその責を負う。

(負債)

第14条 この条例に基づく処分によって生じた損害については、町はその責を負わない。

(指定管理者による管理)

第15条 各体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、管理者が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により管理者が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第4条から第6条まで、第8条、第10条及び第12条の規定中「管理者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の条件)

第16条 指定管理者は、体育施設の設置の目的を理解し、適正な管理ができる

法人その他の団体とする。

(指定管理者の指定の期間)

第17条 指定管理者が、体育施設の管理を行う期間は、指定の日から起算して5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者が行う業務等)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育施設の利用の許可に関する業務
- (2) 体育施設、付属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務

(利用料金)

第19条 管理者は、指定管理者に管理業務を行わせている体育施設の利用について、当該利用に係る料金(以下本条において「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 使用者は、指定管理者が定める方法により利用料金を支払うものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ管理者の承認を得て定める。
- 4 管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めた場合は、速やかにこれを告示するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ管理者の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 上富田町若もの広場設置及び管理条例(昭和44年条例第18号)
  - (2) 上富田町生馬河川テニスコート設置及び管理に関する条例(平成6年

条例第8号)

3 この条例施行の際、現に前項の規定による廃止前の条例により許可を受けている者の使用については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日条例第4号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第24号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成14年12月25日条例第29号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月20日条例第5号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月17日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月23日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月18日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第25号)

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成26年2月20日条例第13号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月15日条例第17号)

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日条例第18号)

(施行期日)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし第2条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

附 則(令和2年12月18日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月19日条例第8号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

上富田スポーツセンター野球場

区分	使用料		備考
	町民	町外	
7時00分～8時00分	1,760円	3,850円	
8時00分～12時00分	3,850円	8,470円	
12時00分～17時00分	4,950円	10,890円	
8時00分～17時00分	8,800円	19,360円	
1時間当たり	1,100円	2,420円	

付帯設備

野球場事務棟(放送施設含む) 1回 660円  
野球場更衣室1室(町民) 1回 1,100円  
野球場更衣室1室(町外) 1回 2,200円

入場料を徴する場合

区分	使用料	備考
職業野球	1日 165,000円	8時00分～17時00分

上富田スポーツセンター多目的グラウンド(Aコート)

区分	使用料		備考
	町民	町外	
8時00分～12時00分	4,620円	11,000円	

12時00分～17時00分	5, 940円	14, 190円	
8時00分～17時00分	10, 560円	25, 190円	
1時間当たり	1, 320円	3, 080円	
付帯設備			
多目的グラウンド事務棟(放送施設含む) 1回 660円			

18時00分以降(半面につき)

区分	使用料		備考
	町民	町外	
施設料(1時間)	1, 320円	3, 080円	
照明料(1時間)	660円	1, 320円	

上富田スポーツセンター多目的グラウンド(Bコート)

区分	使用料		備考
	町民	町外	
8時00分～12時00分	4, 620円	11, 000円	
12時00分～17時00分	5, 940円	14, 190円	
8時00分～17時00分	10, 560円	25, 190円	
1時間当たり	1, 320円	3, 080円	
付帯設備			
多目的グラウンド事務棟(放送施設含む) 1回 660円			
芝生用ペイント 3kg入1袋につき4, 950円			

上富田スポーツセンター屋内イベント広場

区分	使用料		備考
	町民	町外	
施設料(1時間)	1, 320円	3, 080円	
照明料(1時間)	660円	1, 320円	
付帯設備			

屋内イベント広場管理棟(放送施設含む) 1回 660円
-----------------------------

上富田スポーツセンター管理事務所

管理事務所	研修室	1回 660円(冷・暖房使用1,100円)
	更衣室	1回 660円
17時00分～22時00分の使用は禁止。特別な場合はこの限りでない。		

上富田スポーツセンター交流研修棟

区分	研修室使用料		備考
	町民	町外	
8時00分～12時00分	2,200円	4,400円	
12時00分～17時00分	2,750円	5,500円	
17時00分～22時00分	2,750円	5,500円	

付帯設備

シャワー室(区分毎に) 660円

冷暖房使用(区分毎に) 1,100円

上富田スポーツセンタークラブハウス

区分	使用料		備考
	町民	町外	
研修室(2F)	8時00分～12時00分	1,650円	3,300円
	12時00分～17時00分	2,750円	5,500円
	17時00分～22時00分	2,750円	5,500円
会議室2(2F)	8時00分～12時00分	1,100円	2,200円
	12時00分～17時00分	1,100円	2,200円
	17時00分～22時00分	1,100円	2,200円
会議室1(1F)	8時00分～22時00分	1,100円	2,200円
更衣室(1室)	8時00分～22時00分	1,100円	2,200円

付帯設備

冷暖房使用 1,100円

放送設備 660円

プロジェクター 660円

シャワー室(1室) 660円

上富田スポーツセンターテニスコート(1面につき)

区分	使用料		備考
	町民	町外	
8時00分～12時00分	880円	1,760円	
12時00分～17時00分	1,100円	2,200円	
8時00分～17時00分	1,980円	3,960円	
1時間当たり	330円	660円	8時00分～18時00分
夜間照明料含む	1時間当たり 1,100円	1時間当たり 2,200円	

上富田スポーツセンター球技場

区分	使用料		備考
	町民	町外	
8時00分～12時00分	4,620円	11,000円	
12時00分～17時00分	5,940円	14,190円	
8時00分～17時00分	10,560円	25,190円	
1時間当たり	1,320円	3,080円	

付帯設備

芝生用ペイント 3kg入1袋につき4,950円

放送設備 1回 660円

球技場事務棟1室(町民) 1回 1,100円

球技場事務棟1室(町外) 1回 2,200円

入場料を徴する場合

区分	使用料	備考
職業サッカー、ラグビー	1日 165,000円	8時00分～17時00分

上富田スポーツセンタースポーツサロン

区分	使用料	備考
1回	1,320円	8時00分～22時00分 1回3時間まで

上富田町若もの広場

区分	使用料		備考
	町民	町外	
8時00分～12時00分	無料	2,200円	
12時00分～17時00分	無料	2,750円	
8時00分～17時00分	無料	4,950円	
夜間照明料含む(1時間当たり)全面照明	1,150円	2,860円	

市ノ瀬体育館

区分	8時00分～17時00分		17時00分～22時00分	照明料
	町民	町外		
町内	各種公共団体	無料	無料	19時00分～22時00分 1時間当たり 220円
	その他	3,300円	3,300円	
町外	各種公共団体	3,300円	3,300円	19時00分～22時00分 1時間当たり 440円
	その他	4,400円	4,400円	